

伊勢原市道路占用規則の一部を改正する規則

伊勢原市道路占用規則（昭和62年伊勢原市規則第6号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項の表を次のように改める。

占用物件		減額率等
条例第5条第1号に掲げるもの	水道事業、工業用水道事業、交通事業、電気事業、ガス事業、簡易水道事業、港湾整備事業（埋立事業並びに荷役機械、上屋、倉庫、貯木場及び船舶の離着岸を補助するための船舶を使用させる事業に限る。）、病院事業、市場事業、と畜場事業、観光施設事業、宅地造成事業及び公共下水道事業に係るもの	免除
条例第5条第2号に掲げるもの	鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設（本線、支線及び車庫等への引込線）及び同条第5項に規定する索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設（市と占有者との使用関係が相互無償の場合に限る。）	免除
条例第5条第3号に掲げるもの	公職選挙法（昭和25年法律第100号）による選挙運動のために使用する物件	免除
条例第5条第4号に掲げるもの	農道、林道その他の公共通路	免除
	街（路）灯（アーチ型のものを除く。）、防犯灯	免除
条例第5条第5号に掲げるもの	恒例による松かざり、七夕飾り及び祭りかざり（露店を除く。）	免除
条例第5条第6号に掲げるもの	電気事業者（小売電気事業者を除く。）が設ける道路横断架空電線及び各戸引込線	免除
	ガス、電気又は水道の各戸引込地下埋設管	免除

電気又はガスの地下埋設管（一般送配電事業者・特定送配電事業者・東京ガス・小田原ガス・厚木ガス・秦野ガス・湯河原ガス・二宮ガス・ガス事業法（昭和29年法律第51号）に定める簡易ガス事業者）	一般送配電事業者・特定送配電事業者・東京ガス	外径0.2メートル未満	減免なし	
		その他	10パーセント減額	
	その他のガス事業者	外径0.1メートル未満	減免なし	
		外径0.1メートル以上0.15メートル未満	10パーセント減額	
		外径0.15メートル以上0.2メートル未満	20パーセント減額	
		その他	30パーセント減額	
	ガス管の防災用ブロック施設			免除
	電気事業者が設ける支柱及び支線			免除
道路附属物、信号機又は委任信号機を無償で添架している電柱若しくは電話柱			免除	
電気事業者以外の者が設ける支柱及び支線			免除	
支線柱の基礎が道路敷地になく上空占用のみの支線柱			免除	
認定電気通信事業者電話柱を支えるために設ける支線柱			10パーセント減額	
防犯カメラ			免除	
カーブミラー			免除	
ベンチ、スツール、ゴミ容器、フラワーポット、花壇、掲示板、案内図板で営利目的がなく、交通安全、道路の美化及び公衆の利便に著しく寄与する物件			免除	

委任信号機柱	免除
携帯電話等の小型の無線基地局及びこれに類する小型の無線基地局	70パーセント減額
認定電気通信事業者が設ける道路横断架空電線、各戸引込電線及び各戸引込地下埋設管	免除
公共的団体が公共目的のために設ける有線放送電話柱、架空電線及び各戸引込管	免除
公益法人が設置する有線テレビジョン電柱、架空の道路横断電線及び各戸引込電線	免除
公益法人が設置する有線テレビジョンの架空縦断電線	50パーセント減額
テレビ放送の受信障害を解消するための専用施設で非営利的なもの（共同アンテナ用ケーブル等）	免除
バス停留所に付随して設置されるベンチ、上屋及びバス待合所	免除
タクシー乗場の上屋及びタクシー乗場標識（広告添架のないもの）	免除
消火ホース格納箱	免除
下水道事業者以外の者が設ける下水道管で、その流末が下水道事業者の設ける下水道又は河川、水路等に接続するもの	免除
公共的団体が設ける水管及び下水道管	免除
かんがい排水施設その他農業用地の保全又は利用上必要な施設	免除
道路の上空に設置されている電線類を撤去し、道路の地下に埋設する場合に、占用許可を受けて地中に設ける電線類（「地下に設ける電線その他の線類」として占用料を徴収するものを除く。）及びこれらと一体不可分な物件（変圧器等の地上機器をいう。以下同じ。）並びに電線類が上空に設置されていない道路において、占用許可を受けて地中に設ける電線類（「地下に設ける電	免除

線その他の線類」として占用料を徴収するものを除く。)及びこれらと一体不可分な物件	
電線共同溝、キャブシステム及び自治体管路に收容される地下に設ける電線その他の線類	50パーセント減額
電線共同溝、キャブシステム及び自治体管路に收容される地下に設ける電線その他の線類と一体不可分な物件(変圧器等の地上機器をいう。)	条例規定額に9分の8を乗じて得た額を減額
有線音楽放送線及び有線テレビジョン放送線の各戸引込管	免除
アーケード(アーケード連絡協議会が承認したものに限る。)	免除
各戸出入口として使用する通路及び通路橋(水路に蓋掛けした通路で隣接地から当該道路へ出入りするため日常生活上不可欠なものを含む。)	免除
突出し看板、野立て看板のうち自家用看板のもの	70パーセント減額
公共掲示板、町内案内図板及び地域案内図板	免除
緊急自動車出動看板	免除
消防水利標識	免除
公共施設案内標識	免除
民営バス停留所標識	広告添架のないもの 免除 広告添架のあるもの 75パーセント減額
道路法施行令第7条第12号に係る自転車等駐車器具	50パーセント減額
地上権等により道路敷の権原を取得し、道路を築造した場合における当該道路敷内の土地所有者の占用物件(ただし、地上権等設定の際占用料徴収を前提としている場合は除く。)	免除

電柱、電話柱、軌道柱、街灯、消火栓標識又は公共交通・軌道の停留所標識に添加された広告（以下「添加広告」という。）及び建物、塀その他道路区域外の工作物又は物件に添加され、道路区域内に突出する広告（突出看板）のうち、表裏2面に表示しているもの	30パーセント減額（添加広告のうち、巻付広告については、65パーセント減額）
上記基準により難しいもの又はその他特に必要と認める物件	その都度市長が定める率

別表中

「

6,930	415
7,035	422
9,555	573
15,120	907
19,425	1,165
9,660	579
10,290	617
3,990	239
6,615	396
4,305	258
4,620	277

を

」

「

7, 7 5 8	4 6 5
7, 9 5 1	4 7 7
1 0, 4 7 0	6 2 8
1 8, 5 5 0	1, 1 1 3
2 3, 6 7 0	1, 1 6 5
1 1, 7 2 0	7 0 3
1 3, 1 5 0	7 8 9
4, 6 2 0	2 7 7
4, 8 7 3	2 9 2
5, 4 4 1	3 2 6
5, 4 4 1	3 2 6

に

」

改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。